記入例

教育・保育給付認定申請書兼施設利用申込書（継続）

施設型給付費・地域型保育給付費等

板野町長　様

令和8年　11月　10日

署名をお願いします。
日中連絡の取れる電話番号を記入してください。

保護者　現住所　板野郡板野町吹田字町南２２番地２
氏　名　板野　太郎　印
電話番号　088-672-5984

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る教育・保育給付認定を申請します。

利用希望の小学校就学前子ども	フリガナ	イタノ　ナツミ	生年月日	性別	認定者番号
	氏名	板野　夏美	令和 5年 7月 7日	女	
	個人番号				

教育・保育の

保育を希望（2号認定 3号認定）　保育所、認定こども園(保育部分)、地域型保育事業を利用する　※保育利用の理由が必要です。

保育標準時間　※両親ともに週30時間(月120時間)以上の就労など

保育短時間　※両親の一人が週16時間以上30時間未満(月48～120時間）の就労など

保育園を希望される方は「保育を希望」に○をしてください。

満3歳以上で保育を必要とする理由に該当する方は2号認定に、
満3歳未満で保育を必要とする理由に該当する方は3号認定に○をしてください。

教育・保育給付認定申請子どもの世帯員（同居の祖父母等を含む）	フリガナ 氏名						個人番号（□個人番号記入に同意しない）
	イタノ　タロウ 板野　太郎	父	平成2年 12月 12日	088-672-5984	会社員	板野ファーム合同会社	
	イタノ　サクラ 板野　さくら	母	平成3年 8月 8日	088-672-5984	会社員	板野○○株式会社	
	イタノ　ハルト 板野　春人	兄	令和2年 5月 5日	088-672-5984	小学生	板野○○小学校1年生	
	イタノ　イチロウ 板野　一郎	祖父	昭和37年 10月 10日	088-672-5984	自営業	板野○○商店	
	イタノ　ハナコ 板野　花子	祖母	昭和39年 6月 6日	088-672-5984	自営業	板野○○商店	
			年 月 日				
			年 月 日				

生活保護又は中国残留邦人等支援給付の状況	■ 受けていない　□ 受けている　年　月　日から

住所歴の確認		認定証の交付の確認
続柄	本年1月1日時点	□ 交付を希望しません
父	■ 板野町　□ 町外(旧住所:　)	※認定証の交付を希望され　場合は通知書を送付します
母	■ 板野町　□ 町外(旧住所:　)	

認定証とは、1号・2号・3号を認定することで、幼稚園や保育園を利用できるという証です。

子ども現況	1　保育関連施設等(施設名 板野保育園　) に預けている
	2　現在は就労していない(育児休業中含む)保護者(父・母・祖父・祖母・その他親族)が自
	3　その他（

施設利用を希望する期間	令和9年 4月 1日　から　令和10年 3月 31日

利用希望施設名と順番			事業所番号(*課記入欄)
	①（第１希望）板野保育園	（希望理由） 就労しているため	事業所番号(*課記入欄)
	②（第２希望）	（希望理由）	事業所番号(*課記入欄)
	③（第３希望）	（希望理由）	事業所番号(*課記入欄)
	④以下（第４希望）	幼稚園、認定こども園(教育部分)併願 入園申込をされている方はチェック □ 園名	

次の理由により、保育利用を申請します。※幼稚園、認定こども園(教育部分)を希望する方は必要ありません。

保育利用の理由（番号を記入）	続柄	番号	保育が必要な理由（保護者の現況）
	父	1-(1)	1就労　1-(1)正職員　1-(2)ﾊﾟｰﾄ･ｱﾙﾊﾞｲﾄ　1-(3)自営業　1-(4)派遣社員　1-(5)内職 2妊娠･出産　2-(1)妊娠中、出産後　2-(2)里帰り出産 3疾病･障　(3)心身等障がいの手帳を保持 4同居親族　(2)子どもの看護　4-(3)入院、入所親族の看護 5災害復旧　復旧 6求職活動　求職活動中 7就学　7-(1)大学等の学校　7-(2)看護学校等の専修学　学校等 8ひとり親　8-(1)離婚　8-(2)離婚調停中　8-(3)拘留等　8-(4)死別　8-　未婚
	母	1-(2)	

右より選んで番号を記入してください。

24時間表記で記入してください。

希望する保育時間	利用曜日	㊊・㊋・㊌・㊍・㊎・土	必要な利用時間	8時30分～16時30分	1日あたり利用
			通勤＋就労時間	8時45分～16時15分	8時間　0分

祖父母の現況は、次のとおり相違ありません。

続柄		氏名	年齢	住所（別居の場合のみ記入		生活の現況 （就労、障がい等級、介護認定、疾病等）
父方	祖　父	**板野　一郎**	**64**	(同居)・別居	**※同居の場合は記入不要です。**	**就労**
	祖　母	**板野　花子**	**62**	(同居)・別居	**※同居の場合は記入不要です。**	**就労**
母方	祖　父	**徳島　太郎**	**62**	同居・(別居)	**板野郡板野町大寺字岡／前20番地**	**就労**
	祖　母	**徳島　はな江**	**59**	同居・(別居)	**板野郡板野町大寺字岡／前20番地**	**就労**

誓　約　及　び　同　意　書

1　申請書、添付書類、申立書及び各証明書(以下「申請書類」という。)の内容が実態と異なる場合は、教育・保育給付認定又は保育所、幼稚園等の特定教育・保育施設等(以下「施設等」という。)利用の決定を取り消されても異議ありません。

2　決定された利用者負担額は、遅滞なく納付し、滞納しません。

3　町は、施設型給付費等の教育・保育給付認定や利用者負担額の決定に必要な世帯情報及び世帯員の町民税額等の情報について、次の関係部署に調査します。
ひとり親医療担当・母子福祉担当・戸籍、住民票担当・障がい福祉担当・生活保護担当・税務担当・児童手当担当

4　町は、施設等利用とその運営上、必要と認められる申請書類の情報を、当該施設等や関係部署に提供する場合があります。

5　町は、申請書類の記載内容について、疑義が生じた場合や情報不足等により確認する必要が生じた場合、勤務先等に連絡して確認する場合があります。

6　本申請については、新規認定申請が集中するなど、教育・保育給付認定の審査に時間を要する場合
までにお知らせします。

表面の保護者と同一の方の署名をお願いします。

上記の各事項について誓約し、及び同意します。

保護者氏名　**板野　太郎**　印

下記の事項について、本申請の提出前にご承知おきください。

7　町は、上記３の情報に基づき決定した利用者負担額を施設等に対して提示することがあります。

8　利用者負担額を滞納した場合は、児童福祉法第56条第8項及び第9項の規定、又は子ども・子育て支援法附則第6条第7項の規定により、差押などの処分を行うことがあります。また、民事訴訟法その他関連法令の規定により法的措置を行うことがあります。

9　保育認定を受けて施設等を利用する保護者は、認定を受けた保育必要量の時間内であっても保育を必要とする理由に該当しない場合は、家庭保育をお願いします。

（保護者の方は、以下記入しないでください。）

*所管課記載欄

受付番			手帳確認	認定者番号	
教育					
利					

*施

施					
入					
他					
担当者 （連絡先）		受付日	令和　年　月　日	備考	

この欄は記入不要です。